

令和6年度 事業計画

社会福祉法人 有田川町社会福祉協議会

<基本理念> みんなが支えあい住み慣れた地域社会で 安心して暮らせる福祉のまちづくり

基本方針

長く続いたコロナ禍の影響に加え、物価の高騰が重なり、社会的孤立や生活困窮の課題は一層深刻化しています。また、少子高齢化や地域社会の希薄化などにより家族や地域における支え合い機能は弱まっており、それぞれが抱える課題は多様化・複雑化したものとなっています。

当会では地域の生活課題を受け止め、関係機関と連携し解決につながるよう支援を行うとともに、社会とのつながりの中で誰もが自分らしく生活でき、住民同士が相互に支え合えるよう地域づくりに取り組みます。

一方、近年大規模災害の発生が頻繁であり、今後の災害に備え、迅速な対応と被災者支援が行えるよう災害対応体制の強化や訓練の実施、また住民や関係機関、地域の様々な団体との協働・連携の仕組みづくりを推進します。

なお、今年度は第3次有田川町地域福祉活動計画の評価・見直し時期であり、十分に検討を行い、効果的な事業運営を図ります。

重点項目

◇生活支援の強化

コロナ禍で顕在化した生活困窮者世帯に対し、訪問型相談やアウトリーチ活動を通じ、孤立している人に積極的にアプローチし、ニーズに合わせた支援を行います。関係機関と連携し、効果的な支援となるよう取り組みます。

◇効果的で着実な権利擁護支援

権利擁護に関する相談は増加しており、個々が抱える課題はより一層複雑化しています。その人にとって適切な制度を利用できるよう、より良い支援を行うとともに、身近な関係機関との連携を深め、成年後見制度をはじめとする権利擁護支援に取り組みます。

◇つながりづくり

地域において住民同士が支え合い、必要な支援と適切につながるためには、人と人とのつながりが必要です。また、それは地域の課題解決や防犯、防災にもつながるものです。住民同士が顔見知りとなり、声を掛け合えるような交流の場づくりや、各事業において人と人とのつながりづくりに取り組みます。

◇防災への取り組み

災害発生時には災害ボランティアセンターを迅速かつ適切に設置・運営できるよう実践的な研修や訓練を行います。また、災害時の支援体制の強化として、協働して支援に取り組めるよう住民や地域の多様な団体等との関係づくりに取り組みます。

<基本目標 1> 安心・安全な仕組みづくり

住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、その土台となる仕組みづくりに取り組みます。

事業名	目 標 (数値目標等)
①広報活動	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが情報を取得しやすいよう広報紙やホームページに加え、SNS を活用することにより、多世代に向けた効果的な情報提供を行う ・広報紙の発行（毎月発行） ・ホームページ（随時更新） ・社協の見える化に取り組み、広報紙デザインや内容について検討・更新を行う
②総合相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ・住民が気軽に相談できるよう相談窓口の充実を図るとともに、その周知に努める ・心配ごと相談（毎週木曜日開催） ・法律相談（毎月開催 *うち夜間相談2回、土曜相談1回） ・公証人相談（年2回開催） ・介護なんでも相談（毎月開催） ・出張相談（場所や開催回数の検討）、訪問相談に取り組む ・職員の相談スキルの向上を図る
③介護保険事業 障害福祉サービス事業 在宅福祉事業（町受託事業）	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策に取り組み、職員の健康管理と徹底した衛生管理を行う ・住み慣れた地域で安心して在宅生活を送ることができるよう、利用者のニーズに応じ、質の高いサービスの提供に努める ・介護職員の知識や技能向上のレベルアップを図るため、定期的に研修を行う（毎月実施） ・多職種連携を図り、適切なサービスの提供に努める ・外部研修等に参加し、マネジメント機能やスーパービジョン機能を高める ・複合化した課題を抱える方に対し、地域福祉課と連携し課題解決を図る
④介護職員初任者研修事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の福祉人材の確保に取り組む ・町内福祉施設・事業所・関係機関と協働して、介護資格を取得できる介護職員初任者研修を開催する（年1回開講定員20名） ・「福祉」の仕事について住民に興味をもってもらえるようホームページや広報にて情報発信を行う
⑤苦情相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の周知を図る ・サービス利用者からの苦情や要望に対し、真摯な対応を行うとともに検証を行いサービス向上につなげる ・苦情解決第三者委員及び苦情解決担当で研修を行うとともに、年間に受け付けた苦情及び対応について検討を行う
⑥災害ボランティアセンター設置運営訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に事業継続計画（BCP）の見直しや更新を行う ・職員の意識向上を図るため、BCPの周知や研修を行う ・訓練は目標を明確にし、参加者が主体的に取り組めるような内容を計画、実施する ・県社協主催の広域同時多発災害対応訓練（紀北）に参加し、職員の専門性を高めるとともに、内部にて伝達研修を行う

⑦災害時見舞金事業	<ul style="list-style-type: none"> ・行政等関係機関と連携し、迅速に対応する
⑧福祉避難所のヘルパー派遣及び要配慮者の搬送	<ul style="list-style-type: none"> ・行政と連携し、福祉避難所にて介護支援及び要配慮者の避難所までの搬送を行う
⑨住民活動センター事業	<ul style="list-style-type: none"> ・介護事業所に加え、障害者施設、地域のサロンに働きかけを行い、地域の見守りに参加してもらい協働・連携して安心安全なまちづくりに取り組む（地域まるっと見守り事業）
⑩地域見守り事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の「気がかりな人」をキャッチできるように、行政・関係機関及び民生委員・児童委員と連携し見守り体制の強化を図る ・見守り対象者を訪問し「つながり」ができるよう努める ・利用しやすいよう仕組みづくりを行う
⑪つながりの場 スマイル事業 （*ひとり暮らし高齢者食事会代替事業）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じて、住民が参加しやすい小規模の集まりの場を開催し、社会的交流や住民同士のつながりづくりの強化を図る ・地域における孤立や閉じこもりを防止する ・民生委員・児童委員と連携する
⑫移動手段検討事業	<ul style="list-style-type: none"> ・交通の不便な中山間地域にて高齢者や障害者の方を対象に買い物支援付きサロン（ハートサロン）を開催し、閉じこもり予防と社会的交流を図る ・利用者の生活状況やニーズを聴き取り、事業の方向性について検討する
⑬福祉機器貸出事業	<ul style="list-style-type: none"> ・住民が利用しやすいよう事業の周知を行う
⑭権利擁護センター事業	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に分かりやすく権利擁護に関する制度の周知及び相談支援を行う ・成年後見制度の正しい理解と制度利用促進のため、福祉事業者向け研修会を開催する（年2回開催） ・地域のサロンや障がい児者父母の会にて制度の周知・啓発を行う ・制度利用が必要な方に支援が行き届くよう各金融機関との連携がとれるよう働きかけを行う ・ケースの受任調整や候補者の選定についての会議を行う
⑮福祉サービス利用援助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会に参加し、専門員及び支援員のさらなる資質向上を図る ・ケース会議を随時開催し、支援内容についてや福祉サービス利用援助事業から成年後見制度への移行が適切な時期に行えるよう検証する ・権利擁護センターと連携し、適切な制度へ結びつくよう支援を行う
⑯法人後見事業	<ul style="list-style-type: none"> ・被後見人等と関わる期間が長くなる傾向があることから、被後見人等が安心してその人らしく暮らせるよう担当職員間での十分な情報共有に努めるとともに、後見業務を行う支援員のスキルアップを図る ・今後県内でも法人後見に関する施策が進む中で、担い手として当法人の需要が高まることが予見され、受任後の体制の検討やマニュアルづくりを行う

* コロナ禍以前に行っていた“ひとり暮らし高齢者食事会”は、感染状況等を見ながらその都度出来る形を検討し、“高齢者等訪問事業”として高齢者のご自宅を訪問し、つながりづくりやニーズ把握を行い、新型コロナウイルスが5類に移行後は、“つながりの場スマイル事業”として小規模な集まりの場づくりを行っています。

<基本目標2> 支えあいのまちづくり

地域の福祉力の向上を図り、支えあいのまちづくりの実現を推進し、多様化・複雑化する福祉課題に取り組みます。

事業名	目標 (数値目標等)
①福祉講座事業	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校の目的や規模に応じた福祉教育プログラムを提案できるよう、他社協の実践等も参考に新たなプログラムの考案や内容の随時見直し、更新を行う ・地域住民に対し、地域課題に対する関心を高め、住民自らが課題解決に取り組んでいけるような仕組みづくりを検討する
②ボランティア実践校助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページや広報紙などでボランティア実践校の取り組みを紹介する ・ボランティア活動や福祉活動に取り組む小中学校に対し、助成を行う
③職場体験・実習生の受入事業	<ul style="list-style-type: none"> ・実習生等を受け入れ、「福祉」について理解を深められる機会を提供する
④住民活動センター事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動を始めるきっかけづくりを行う ・サマーボランティア体験では、地域の福祉施設やサロン、体操グループ等で交流できるようなメニューを増やす ・災害支援に関するボランティアの養成講座を開催し、ボランティアの育成に取り組む ・災害に備え、有田川町内で活動できる登録ボランティアを募集する また、町内の福祉施設や病院と連携できるよう働きかけを行う ・センター登録者への有益な情報を発信する ・気軽に参加できるボランティアメニューを提案し、広報紙やホームページから情報発信を行う ・若年層へのアプローチを強化する
⑤ボランティア連絡協議会事務局運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアグループの連絡調整や連携を図り、活動の継続、拡大への支援を行う
⑥権利擁護センター事業	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員をはじめ、地域関係者と連携し、地域福祉の推進を図る ・関係機関や司法に携わる専門職の方々と定期的にケース会議等を実施し、司法と福祉の連携を強化しながら地域の権利擁護に関する課題等について協議を行う
⑦愛の物資贈呈事業	<ul style="list-style-type: none"> ・更生保護女性会と実施内容等について協議を行う
⑧福祉関係団体等助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・各福祉団体が行う地域福祉活動の活性化を図るため、助成を行うとともに、共に福祉のまちづくりを目指し協働・連携できるよう取り組む
⑨有田川町社会福祉大会	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉功労者の表彰を通し、住民の福祉に対する理解を深める (今年度は実施なし 令和7年度(2025年度)開催の予定)
⑩クリーン有田川運動	<ul style="list-style-type: none"> ・気軽にボランティアに参加できる機会として、住民に参加を促すとともに、企業や関係団体の協力が得られるようにアプローチする ・日程、時間等の見直しや、参加者がやりがいを感じられるような内容の取り込み、計画の段階から企業や関係団体が参画していただけるよう検討する

<基本目標3> 自立を支える環境づくり

自身の能力を発揮し自立した生活を送ることができるよう、社会参加を通じた自己実現の支援を行います。地域住民がより主体的に地域活動に参画できるような働きかけを行います。

事業名	目標 (数値目標等)
①運動フォローアップ事業	<ul style="list-style-type: none"> 各高齢者運動自主グループ（20グループ）を訪問し、活動が継続できるよう支援する
②住民活動センター事業	<ul style="list-style-type: none"> 地域の各サロングループを訪問し、活動が継続できるよう支援する シニア世代の活躍の場が広がるよう、ボランティア活動等の機会を提供する
③地域つながり再構築事業	<ul style="list-style-type: none"> 過疎化により、担い手不足の地域において住民同士のつながりを強化し、閉じこもり予防や社会的交流を図るため、送迎付きサロンを実施する 安謐サロン（12回）、沼谷サロン（12回）を開催する 利用人数が減少傾向のため参加の呼びかけを行う
④移動手段検討事業	<ul style="list-style-type: none"> 交通の不便な中山間地域にて高齢者や障害者の方を対象に買い物支援付きサロン（ハートサロン）を開催し、閉じこもり予防と社会的交流を図る 利用者の生活状況やニーズを聴き取り、事業の方向性について検討する
⑤有田川町高齢者福祉通院外出事業	<ul style="list-style-type: none"> 利用者のご要望に沿って、安心・安楽な移動支援を行う
⑥福祉用具等リサイクル事業	<ul style="list-style-type: none"> SNS等を使用し、開所時間外でも受け付けできるように取り組む 譲渡成立時に譲受人よりメッセージを預かり、譲渡人に送付することで、住民相互の支え合いの意識を育むきっかけづくりを行う
⑦共同募金啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> 共同募金を身近に感じてもらえるよう啓発活動に取り組む 小学生に対し、共同募金への理解を深めてもらうため、ポスターコンクールを実施する 子どもから大人まで住民が参加しやすい募金活動プログラムを提案し、活動の幅を広げることで共同募金運動の拡大を図る
⑧生活福祉資金等貸付事業 ⑨社協つなぎ資金貸付事業	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者（低所得世帯や障害者世帯・高齢者世帯）への新規貸付相談は丁寧・迅速に行う 特に、借受人への償還支援は、生活支援を通し借受人と関係性を構築するよう努める 行政、民生委員・児童委員と連携する
⑩食料等確保支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者に必要な食料や日用品の整備を行い提供する 食料等支援をきっかけに信頼関係を築くよう努め、寄り添った相談支援を行い、その人が抱える生活課題の解決に取り組む
⑪老人クラブ事務局運営事業	<ul style="list-style-type: none"> 各クラブとの連携を図り、活動の継続、拡大への支援を行う 県老連及び郡老連事務局と連携する 豊富な知識や経験を活かした社会参加の機会を提案する

<基本目標4> ふれあいの場所づくり

コロナ禍においては、住民同士が集まりにくい状況が長く続いておりましたが、ようやく地域で行われていたサロンなどの交流活動が徐々に復活してきました。住民同士のつながりが希薄にならず、人と人とのつながりを大切にしていけるよう様々な方法を試し、ふれあいの場所づくりを進めていきます。

事業名	目標 (数値目標等)
①居場所づくりプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> 子どもや親同士の交流の場として月1回開催していた「鳥屋城ベース ふらっと」は、金屋農村センターが取り壊しになるため、新たな開催場所が確保できず、令和5年度をもって一旦終了となった 今後も地域における居場所づくりの取り組みは必要と考え、活動内容や場所等を検討し再開できるよう取り組む 他の日中活動の場に参加しにくい障害者が気軽に利用できる居場所を検討する
②住民活動センター事業	<ul style="list-style-type: none"> 公民館や集会所など、住民に身近な場所で悩みごと等の相談ができるよう出張相談の開催に取り組む 各地域のサロン同士が情報交換や交流できる場を提供する
③権利擁護センター事業	<ul style="list-style-type: none"> 各区で行われるサロンや集まりの場にて出張講座を開催し、成年後見制度の普及啓発を行うとともに相談支援を行う
④在宅介護者支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 在宅で家族の介護をしている方が、介護技術等を高められるよう研修会を開催する 介護者同士の交流を図り、心身のリフレッシュにつながる機会を提供する 住民や居宅介護支援事業所への周知に取り組む
⑤小地域サロン事業	<ul style="list-style-type: none"> 住民同士の交流を深め、孤立防止や見守り機能がある各自治体単位で行われるサロン活動に対し、助成を行い活動の継続、拡充に係る支援を行う
⑥福祉講座事業	<ul style="list-style-type: none"> 次世代を担う子供たちに、福祉施設等の利用者との交流を通じ、「福祉」に対する理解を深める機会を提供する

【基盤整備】財源基盤及び組織・機能の整備

会費・共同募金配分金・善意銀行預託金・在宅福祉事業の収益金の自主財源を基に、財源基盤を整備するとともに地域福祉の推進を図ります。地域に寄り添い、ともに歩む組織として地域づくりを推進し、情報公開や説明責任を果たします。

○経営・財政基盤の整備

○役職員の資質向上

○事業の情報開示

○効率的な運営体制・業務合理化の推進

○理事会・評議員会等の開催

○個人情報保護・内部統制、セキュリティの強化

○労務管理体制の強化及び規程等の整備